

「江戸川区環状七号線沿道地区計画」計画書

《計画決定 H 3. 8.21 江戸川区告示第 217 号》
 《計画変更 H 4.12.15 江戸川区告示第 369 号》
 《計画変更 H 5. 7. 1 江戸川区告示第 186 号》
 《名称変更 H 9. 4. 4 江戸川区告示第 105 号》
 《計画変更 H11.12. 1 江戸川区告示第 366 号》
 《計画変更 H28. 8. 1 江戸川区告示第 482 号》

名 称		江戸川区環状七号線沿道地区計画		
位 置		江戸川区上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、興宮町、本一色二丁目、本一色三丁目、松本一丁目、松本二丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、大杉四丁目、大杉五丁目、西一之江二丁目、一之江一丁目、一之江二丁目、一之江三丁目、一之江四丁目、一之江五丁目、一之江七丁目、一之江八丁目、春江町四丁目、春江町五丁目、西瑞江四丁目、西瑞江五丁目、江戸川五丁目、江戸川六丁目、東葛西一丁目、東葛西二丁目、東葛西五丁目、東葛西六丁目、東葛西七丁目、東葛西八丁目、中葛西二丁目、中葛西三丁目、中葛西五丁目、中葛西八丁目、南葛西一丁目、南葛西二丁目、南葛西三丁目、南葛西四丁目、南葛西五丁目及び臨海町五丁目各地内		
面 積		約 59.5ha (延長 約 9.9km)		
沿道の整備に関する方針	道路交通騒音により生ずる障害の防止に関する方針	本地区の建築物の防音構造化を促進するとともに、環状七号線に面する建築物の適切な誘導配置により背後地域への道路交通騒音を防止する。		
	土地利用に関する方針	農地、雑種地等の空地系が残る住商工の混在した複合市街地を幹線道路の沿道としてふさわしい土地利用に適切に誘導するとともに、建築物の不燃化を促進し防災性の向上を図る。		
沿道地区整備計画	建築物等に関する事項	区 分	環状七号線に面する建築物	それ以外の建築物
		建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合の最低限度	7 / 10 ただし、都市計画施設の区域は除く。	
		建築物等の高さの最低限度	環状七号線の路面の中心から 5m。ただし、都市計画施設の区域は除く。	
		建築物の構造に関する遮音上必要な制限	環状七号線の路面の中心からの高さが 5m 以下の範囲を空隙のない壁を設ける等、遮音上有効な構造とする。ただし、都市計画施設の区域は除く。	
		建築物の構造に関する防音上必要な制限	住宅、病院、教育施設その他の静穏を必要とする建築物について、居室部分の閉鎖した際の窓、出入口並びに屋根及び壁が、防音上空隙のないものであるとともに防音上支障がない構造であることとする。なお、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 5 第 1 項第 15 号 (建築物の構造に関する防音上必要な制限) に定める措置を講ずるものとする。	同 左

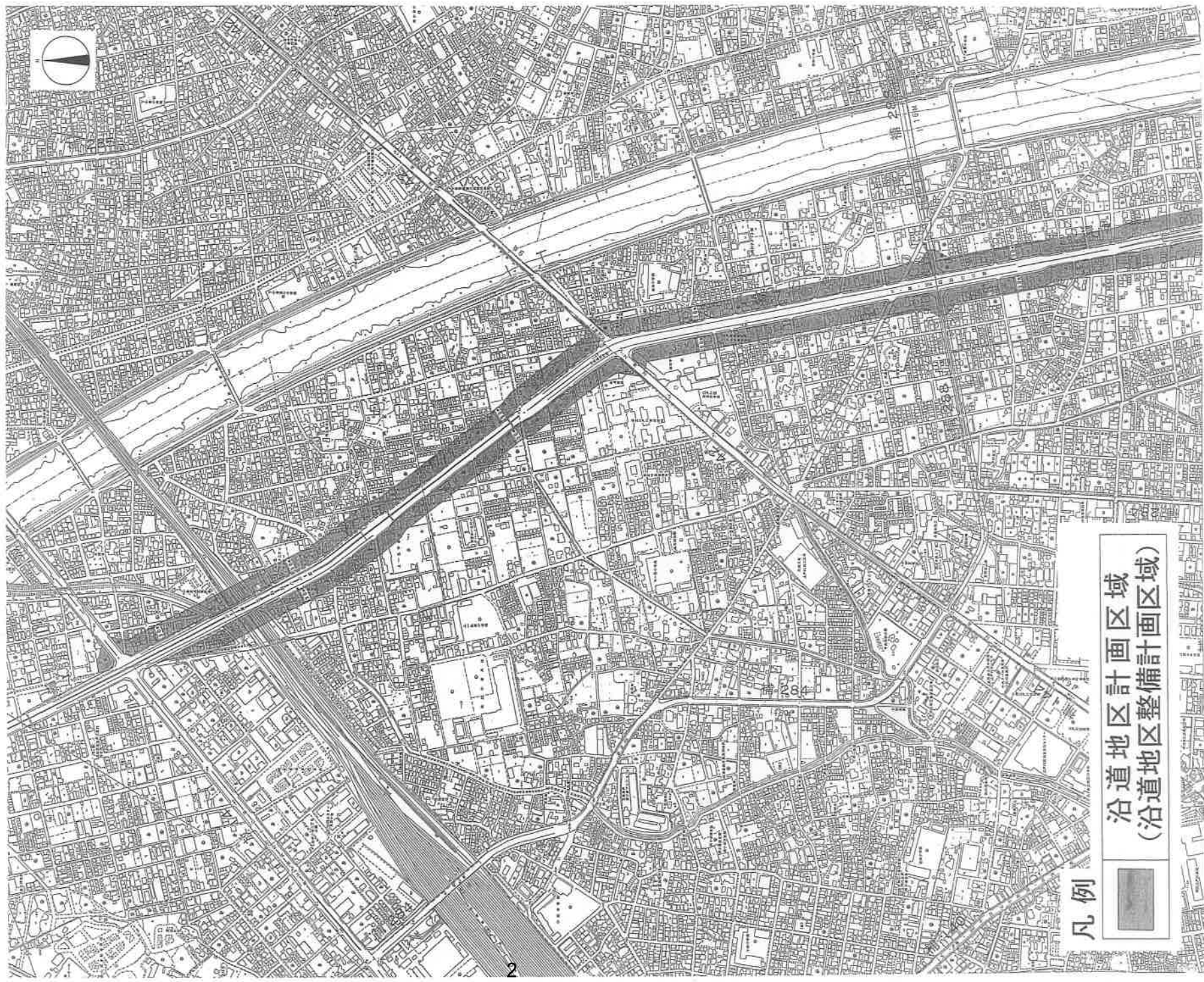
「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

(は知事協議事項)

東京都市計画沿道地区計画
江戸川区環状七号線沿道地区計画（江戸川区決定）

計画図

1 / 4

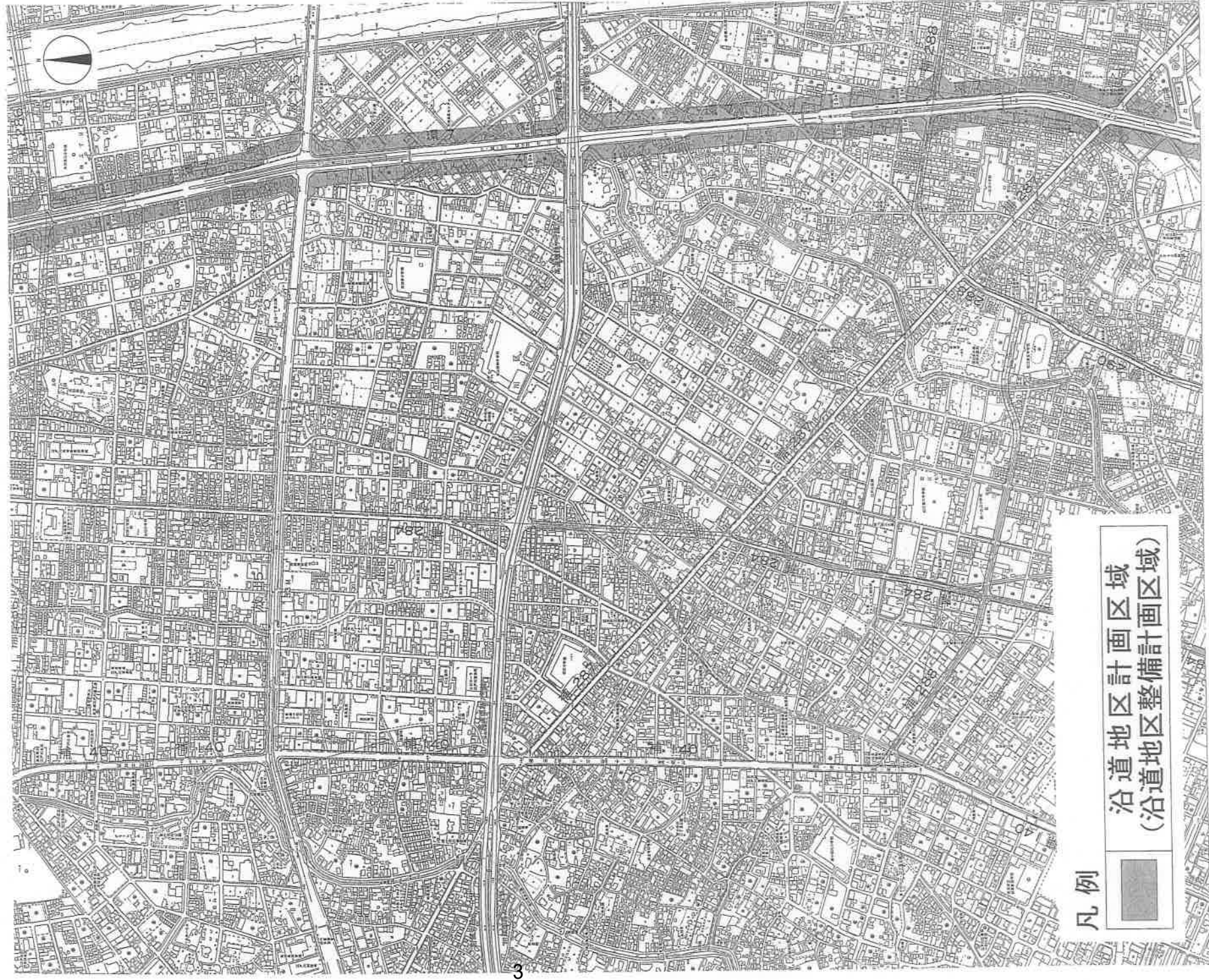


凡例

沿道地区計画区域
(沿道地区整備計画区域)

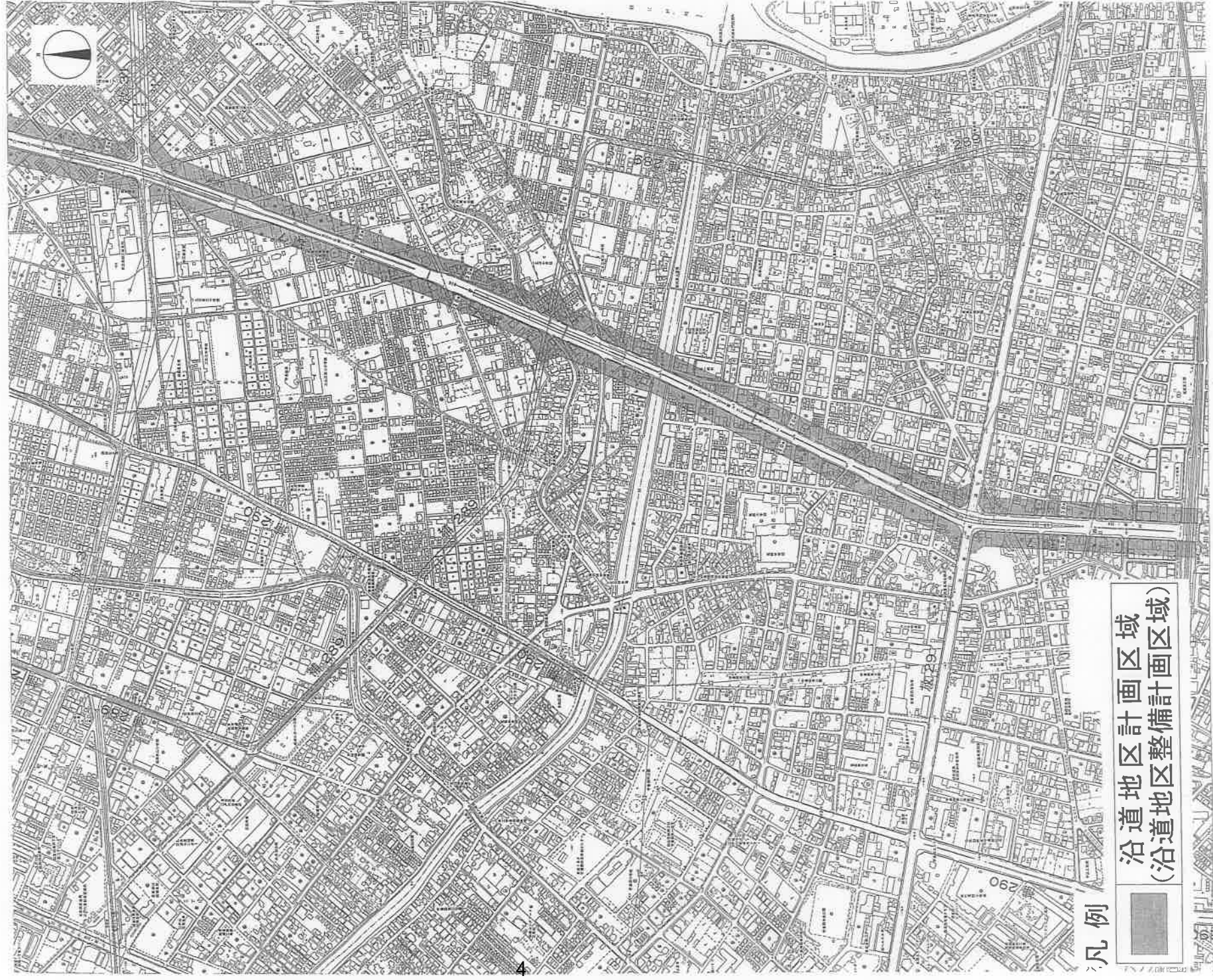
東京都市計画沿道地区計画
江戸川区環状七号線沿道地区計画(江戸川区決定)

計画図
2/4



東京都市計画沿道地区計画
江戸川区環状七号線沿道地区計画(江戸川区決定)
計画図

3 / 4



凡例

沿道地区計画区域
(沿道地区整備計画区域)

東京都市計画沿道地区計画
江戸川区環状七号線沿道地区計画(江戸川区決定)

計画図

4 / 4

